

横浜市水道局機械・電気設備標準仕様書（工事編）
令和5年5月改訂 新旧比較表

改訂前（旧）	改訂後（新）
<p>第1章</p> <p>1-1 省略</p> <p>1-2 用語の定義</p> <p>34 「JIS」とは、日本工業規格をいう。又、設計図書のJIS製品記号はJISの国際単位系(SI)移行（以下「新JIS」という。）に伴いすべて新JISの製品記号としているが、旧JISに対応した材料を使用する場合は旧JIS製品記号に読み替えて使用出来るものとする。</p> <p>1-3から1-34 省略</p> <p>1-35</p> <p>2 請負人は、工事施工に当たり、請負人の行うべき関係官公庁及びその他の関係機関への届出等を請負人の責任と費用負担において法令、条例又は設計図書の定めにより実施しなければならない。ただし、これによることが困難な場合は監督員の指示を受けなければならない。なお、主な関係官公庁は以下に示すとおりである。</p> <p>(1) 経済産業省関東東北産業保安監督部（自家用電気設備、ばい煙発生施設）</p> <p>(2) 各労働基準監督署（圧力容器、クレーン設備、労働安全衛生法第88条第1項の届出が必要な機械等（労働安全衛生規則別表第7））</p> <p>(3) 総務省関東総合通信局（無線設備）</p> <p>(4) 神奈川県安全防災局（高圧ガス設備）</p> <p>(5) 横浜市消防局（消防、変圧器、蓄電池等設備、自家発電設備、少量危険物、指定可燃物）</p>	<p>第1章</p> <p>1-1 省略</p> <p>1-2 用語の定義</p> <p>34 「JIS」とは、日本産業規格をいう。又、設計図書のJIS製品記号はJISの国際単位系(SI)移行（以下「新JIS」という。）に伴いすべて新JISの製品記号としているが、旧JISに対応した材料を使用する場合は旧JIS製品記号に読み替えて使用出来るものとする。</p> <p>1-3から1-34 省略</p> <p>1-35</p> <p>2 請負人は、工事施工に当たり、請負人の行うべき関係官公庁及びその他の関係機関への届出等を請負人の責任と費用負担において法令、条例又は設計図書の定めにより実施しなければならない。ただし、これによることが困難な場合は監督員の指示を受けなければならない。なお、主な関係官公庁は以下に示すとおりである。</p> <p>(1) 経済産業省関東東北産業保安監督部（自家用電気設備、ばい煙発生施設）</p> <p>(2) 各労働基準監督署（圧力容器、クレーン設備、労働安全衛生法第88条第1項の届出が必要な機械等（労働安全衛生規則別表第7））</p> <p>(3) 総務省関東総合通信局（無線設備）</p> <p>(4) 神奈川県安全防災局（高圧ガス設備）</p> <p>(5) 横浜市消防局（消防、変圧器、蓄電池等設備、自家発電設備、少量危険物、指定可燃物）</p>

- (6) 横浜市環境創造局（送風機、圧縮機等設備）
- (7) 電気事業者（電気設備）
- (8) 電気通信事業者（通信設備）
- (9) その他関係官公庁等

1-36から1-47 省略

別表 提出書類一覧表

書類名	適用規程等	摘要
1 説明書	建設リサイクル法第12条第1項	建設リサイクル法第9条第1項に該当する建設工事の場合。
2 工事着手届出書	契約約款第3条	着手にあたり提出。
3 請負代金内訳書	契約約款第4条第1項	契約締結後5日以内（休日を除く）。当局が必要を認めないものは省略可。
4 工程表	契約約款第4条第1項	契約締結後5日以内（休日を除く）。当局が必要を認めないものは省略可。
5 施工体制台帳	建設業法第24条の7、建設業法施行規則第14条の2、適正化法第13条	下請契約締結時及び下請契約変更時、写しを提出。
6 建設業退職金共済制度掛金充当状況等報告書	建設業退職金共済制度	契約締結後2箇月以内。
7 現場代理人・主任技術者・監理技術者選定通知書	契約約款第11条第1項	着手にあたり提出。
8 専門技術者選定通知書	契約約款第11条第5項	専門技術者を配置するとき。
9 工事安全管理計画書	横浜市水道局工事安全管理規程第4条	安全管理指定工事の場合、着工前。
10 施工計画書		着工14日前まで。
11 実施工程表		着工前。
12 配管工選定通知書		着工前。
13 各種有資格者届出書		溶接、測量、給排水、運転等資格者及び掘削、土留等安全衛生規則に定める資格者等工事に関するもの。
14 現場組織表		残土処分、山砂運搬責任者等を含む。
15 安全管理組織表		
16 道路使用許可証（写）	道路交差法	
17 道路工事・占用届出書	横浜市火災予防条例	
18 土砂・資材運搬計画書		工事担当係長が指定したもの。
19 建設副産物処理計画書		
20 特定建設作業実施届出書		騒音規制法・振動規制法に規定する特定建設作業に該当するもの。
21 承諾書		請負人が承諾を得る場合。
22 その他		監督員が指示したもの。

- (6) 横浜市環境創造局（送風機、圧縮機等設備）
- (7) 横浜市資源循環局（特別管理産業廃棄物）
- (8) 電気事業者（電気設備）
- (9) 電気通信事業者（通信設備）
- (10) その他関係官公庁等

1-36から1-47 省略

別表 提出書類一覧表

書類名	適用規程等	摘要
1 説明書	建設リサイクル法第12条第1項	建設リサイクル法第9条第1項に該当する建設工事の場合。
2 工事着手届出書	契約約款第3条	着手にあたり提出。
3 請負代金内訳書	契約約款第4条第1項	契約締結後5日以内（休日を除く）。当局が必要を認めないものは省略可。
4 工程表	契約約款第4条第1項	契約締結後5日以内（休日を除く）。当局が必要を認めないものは省略可。
5 施工体制台帳	建設業法第24条の7、建設業法施行規則第14条の2、適正化法第13条	下請契約締結時及び下請契約変更時、写しを提出。
6 建設業退職金共済制度掛金充当状況等報告書	建設業退職金共済制度	契約締結後2箇月以内。
7 現場代理人・主任技術者・監理技術者選定通知書	契約約款第11条第1項	着手にあたり提出。
8 専門技術者選定通知書	契約約款第11条第5項	専門技術者を配置するとき。
9 工事安全管理計画書	横浜市水道局工事安全管理規程第4条	安全管理指定工事の場合、着工前。
10 施工計画書		着工14日前まで。
11 実施工程表		着工前。
12 配管工選定通知書		着工前。
13 各種有資格者届出書		溶接、測量、給排水、運転等資格者及び掘削、土留等安全衛生規則に定める資格者等工事に関するもの。
14 現場組織表		残土処分、山砂運搬責任者等を含む。
15 安全管理組織表		
16 道路使用許可証（写）	道路交差法	
17 道路工事・占用届出書	横浜市火災予防条例	
18 土砂・資材運搬計画書		工事担当係長が指定したもの。
19 建設副産物処理計画書		
20 特定建設作業実施届出書		騒音規制法・振動規制法に規定する特定建設作業に該当するもの。
21 産業廃棄物処理事業所届出書	横浜市廃棄物等の減量化・資源化及び適正処理等に関する規則	特別管理産業廃棄物を排出する工事の場合、着工の7日前まで。
22 承諾書		請負人が承諾を得る場合。
23 その他		監督員が指示したもの。

	書類名	適用規程等	摘要
施工過程で提出する書類	1 工事旬報		当局が必要ないと認められた場合は省略可。
	2 受領書・借用書	契約約款第16条第3項	支給材料又は資用品の引渡しを受けた場合、7日以内。
	3 工場立会検査期		検査希望日の30日前まで(検査依頼書添付)
	4 設計図書に指定された工事材料検査申請書	契約約款第14条第3項	立会試験、照合等の検査を必要とするもの
	5 改定実施工程表		実施工程表を変更する場合。
	6 臨機措置計画書	契約約款第27条第2項	臨機の措置を行った場合。
	7 条件変更等通知書	契約約款第19条第1項	現場条件と設計図書の条件が異なるような場合、請負人の発議で指定された工法等を変更した場合。
	8 材料検査報告書		設計図書に指定された工事材料検査請求書に基づき、監督員から指示された場合。
	9 施工報告書		仕様書で指定された工事。
	10 事故報告書		工事区域内で事故が起きた場合。
	11 仮請書又は回答書		監督員指示書を受けた場合、又は監督員より注意、改善等の指示があった場合。
	12 その他		監督員が指示したもの。
工事完成後提出する書類	1 工事完成期限延長申請書	契約約款第22条	
	2 改定工程表	契約約款第4条第1項	
	3 請書	横浜市工事設計変更事務取扱要綱	
	4 その他		監督員が指示したもの。
発注者から提出する書類	1 貸金又は物価の変動に基づく請負代金額変更申請書	契約約款第26条	
	2 損害状況照会書	契約約款第30条第1項	
	3 その他		
工事の完成しまたは提出した書類	1 工事完成図書、出来形部分下書き及び原図		下書きで監督員の確認を得る出来形部分の場合、原図不要。
	2 工事出来形部分確認・検査申請書	契約約款第38条	部分私の請求をしたいとき。
	3 工事・指定部分に係る工事完成届出書	契約約款第32条第1項、契約約款第39条	工事が完成したとき。
	4 工事写真	契約約款第15条第3項	工事途中でも提出できるよう常備。
	5 解体材料・発生材料等引渡書		解体材料又は発生材料がある場合。
	6 工事目的物引渡書	契約約款第32条第6項、契約約款第39条	検査合格時に提出。
	7 工事安全日誌	安全管理実施要綱	安全管理指定工事の場合、現場事務所常備する。指示された場合、提出。
	8 建設業且貯金共済制度掛金充当実績証明書表	建設業且貯金共済制度	制度により共済証紙または退職金ポイントを購入した場合。
	9 掛金充当書	建設業且貯金共済制度	制度により退職金ポイントを購入した場合。
	10 その他		監督員が指示したもの。

第2章

2-1-1から2-1-16 省略

2-2-1 材料

2 材料は、すべて日本工業規格 (JIS) に適合したもので、その主なものは次による。又、これより適格な材質のものがあれば監督員の承諾を得て、次以外の材料を使用してよい。ただし、アスベスト等の有害物質を含有しないものを使用すること。

2-2-2から2-2-5 省略

2-2-6 配管材料

1 本工事に使用する配管材料は、特に指定のない場合は原則として配管材料表の使用区分

	書類名	適用規程等	摘要
施工過程で提出する書類	1 工事旬報		当局が必要ないと認められた場合は省略可。
	2 受領書・借用書	契約約款第16条第3項	支給材料又は資用品の引渡しを受けた場合、7日以内。
	3 工場立会検査期		検査希望日の30日前まで(検査依頼書添付)
	4 設計図書に指定された工事材料検査申請書	契約約款第14条第3項	立会試験、照合等の検査を必要とするもの
	5 改定実施工程表		実施工程表を変更する場合。
	6 臨機措置計画書	契約約款第27条第2項	臨機の措置を行った場合。
	7 条件変更等通知書	契約約款第19条第1項	現場条件と設計図書の条件が異なるような場合、請負人の発議で指定された工法等を変更した場合。
	8 材料検査報告書		設計図書に指定された工事材料検査請求書に基づき、監督員から指示された場合。
	9 施工報告書		仕様書で指定された工事。
	10 事故報告書		工事区域内で事故が起きた場合。
	11 産業廃棄物排出状況報告書		横浜市産業廃棄物の減量化、資源化及び汚水処理等に関する規則。特別管理産業廃棄物を排出する工事の場合、産業廃棄物のすべての処分が終了したことを確認した日から30日以内。
	12 仮請書又は回答書		監督員指示書を受けた場合、又は監督員より注意、改善等の指示があった場合。
13 その他		監督員が指示したもの。	
工事完成後提出する書類	1 工事完成期限延長申請書	契約約款第22条	
	2 改定工程表	契約約款第4条第1項	
	3 請書	横浜市工事設計変更事務取扱要綱	
	4 その他		監督員が指示したもの。
発注者から提出する書類	1 貸金又は物価の変動に基づく請負代金額変更申請書	契約約款第26条	
	2 損害状況照会書	契約約款第30条第1項	
	3 その他		
工事の完成しまたは提出した書類	1 工事完成図書、出来形部分下書き及び原図		下書きで監督員の確認を得る出来形部分の場合、原図不要。
	2 工事出来形部分確認・検査申請書	契約約款第38条	部分私の請求をしたいとき。
	3 工事・指定部分に係る工事完成届出書	契約約款第32条第1項、契約約款第39条	工事が完成したとき。
	4 工事写真	契約約款第15条第3項	工事途中でも提出できるよう常備。
	5 解体材料・発生材料等引渡書		解体材料又は発生材料がある場合。
	6 工事目的物引渡書	契約約款第32条第6項、契約約款第39条	検査合格時に提出。
	7 工事安全日誌	安全管理実施要綱	安全管理指定工事の場合、現場事務所常備する。指示された場合、提出。
	8 建設業且貯金共済制度掛金充当実績証明書表	建設業且貯金共済制度	制度により共済証紙または退職金ポイントを購入した場合。
	9 掛金充当書	建設業且貯金共済制度	制度により退職金ポイントを購入した場合。
	10 その他		監督員が指示したもの。

第2章

2-1-1から2-1-16 省略

2-2-1 材料

2 材料は、すべて日本産業規格 (JIS) に適合したもので、その主なものは次による。又、これより適格な材質のものがあれば監督員の承諾を得て、次以外の材料を使用してよい。ただし、アスベスト等の有害物質を含有しないものを使用すること。

2-2-2から2-2-5 省略

2-2-6 配管材料

1 本工事に使用する配管材料は、特に指定のない場合は原則として配管材料表の使用区分

より選定する。ダクタイル鋳鉄管は、(社)日本水道協会規格 (JWWA) 及び日本工業規格 (JIS) に定められた製品を使用する。

- 2 鋼管は、日本工業規格 (JIS) に定められている製品を使用する。塩ビライニング鋼管は、日本水道鋼管協会規格 (WSP) 及び (社)日本水道協会規格 (JWWA) に定められた製品を使用する。ただし、用途を別に定める場合はそれに従うこと。

2-2-7から2-3-11 省略

第3章

3-1-1 規格、基準等

請負人は、特記仕様書に記載する各種工事を「1-34諸法令の遵守」に基づき施工するほか、下記の関係法令等に従い、誠実にしてかつ安全な施工を行わなければならない。なお、主な法令等は次に示すとおりである。

- (3) 日本工業規格 (JIS)

3-1-2から3-4-5 省略

3-4-6 コンクリート工事

- 9 鉄筋は、JIS C 3112、JIS C 3117によること。ただし、鉄筋が少量の場合で、監督員の承諾を得たものは、この限りではない。

3-4-7 から 3-5-6 省略

第4章 省略

以下、余白

より選定する。ダクタイル鋳鉄管は、(社)日本水道協会規格 (JWWA) 及び日本産業規格 (JIS) に定められた製品を使用する。

- 2 鋼管は、日本産業規格 (JIS) に定められている製品を使用する。塩ビライニング鋼管は、日本水道鋼管協会規格 (WSP) 及び (社)日本水道協会規格 (JWWA) に定められた製品を使用する。ただし、用途を別に定める場合はそれに従うこと。

2-2-7から2-3-11 省略

第3章

3-1-1 規格、基準等

請負人は、特記仕様書に記載する各種工事を「1-34諸法令の遵守」に基づき施工するほか、下記の関係法令等に従い、誠実にしてかつ安全な施工を行わなければならない。なお、主な法令等は次に示すとおりである。

- (3) 日本産業規格 (JIS)

3-1-2から3-4-5 省略

3-4-6 コンクリート工事

- 9 鉄筋は、JIS G 3112、JIS G 3117によること。ただし、鉄筋が少量の場合で、監督員の承諾を得たものは、この限りではない。

3-4-7 から 3-5-6 省略

第4章 省略

以下、余白